

## 綾瀬市社会福祉施設等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進と保健医療の向上を図るため、社会福祉施設等に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象とする社会福祉施設等)

第2条 補助対象とする社会福祉施設等とは、次の各号に掲げる施設及び団体とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項の規定に基づき社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項の規定に基づき社会福祉法人等が設置する障害者支援施設

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム整備費補助金
- (2) 障害者支援施設建設費補助金
- (3) 社会福祉施設等増改築費補助金

2 前項に定める補助金の補助対象事業及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(申請期限)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(交付条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条各号に掲げる条件を付するものとする。

(決定通知)

第7条 規則第7条に規定する通知は、社会福祉施設等補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第9条 規則第6条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、社会福祉施設等補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)により変更の内容及び理由又は中止、若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

(実績報告の提出期限)

第10条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日までとは、別表に定めるとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年7月1日)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年3月30日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(綾瀬市社会福祉施設整備費及び設備整備費(増改築)助成要綱の廃止)

2 綾瀬市社会福祉施設整備費及び設備整備費(増改築)助成要綱(平成5年4月1日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条、第10条関係）

1 特別養護老人ホーム整備費補助金

(1) 補助対象事業	特別養護老人ホーム建設事業（増築及び改築を除く。）
(2) 補助金の額	予算の範囲において市長が定める額
(3) 交付申請書の提出期限	事業着手予定日のおおむね1月前まで
(4) 実績報告の提出期限	事業完了後1月以内

2 障害者支援施設建設費補助金

(1) 補助対象事業	障害者支援施設建設事業（増築及び改築を除く。）
(2) 補助金の額	予算の範囲において市長が定める額
(3) 交付申請書の提出期限	事業着手予定日のおおむね1月前まで
(4) 実績報告の提出期限	事業完了後1月以内

3 社会福祉施設等増改築費補助金

(1) 補助対象事業	ア施設整備費 イ設備整備費 ウ施設修繕費
(2) 補助金の額	予算の範囲において市長が定める額
(3) 交付申請書の提出期限	事業着手予定日のおおむね1月前まで
(4) 実績報告書の提出期限	事業完了後1月以内

第1号様式（第7条関係）

社会福祉施設等補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

綾瀬市長

印

年 月 日申請があった 年度綾瀬市社会福祉施設等補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第9条関係）

社会福祉施設等補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者

㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度社会福祉施設等補助金  
に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類